韮崎市公告第５５号

韮崎農業振興地域整備計画の変更について

韮崎農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１３条第４項において準用する同法第１１条第１項の規定により公告し、当該農業振興地域整備変更計画の案及びその変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供する。

韮崎農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画に係る農用地区地域内にある土地の所有者、その他その土地に関する権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議がある時は、令和８年１１月２７日（注：縦覧期間満了の日）の翌日から起算して１５日以内に、市にこれを書面によって申し出ることができる。

また、韮崎市内に住所を有するもの（市内に事務所を有する法人も含める）は、令和８年１１月２７日（注：縦覧期間満了の日）までに、縦覧に供された韮崎農業振興地域整備計画の案に対して、韮崎市に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、要旨及び当該意見書の処理の結果を同法第１２条第１項の規定に基づく農業振興地域の公告時に併せて公告する。

令和８年１０月２８日

韮崎市長　　内　藤　久　夫

１　農業振興地域整備計画書の変更案の縦覧期間

自　令和８年１０月２９日

至　令和８年１１月２７日

２　農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

韮崎市　農政課　農林振興担当　　韮崎市水神一丁目３番１号

３　意見書の提出

（１）意見書の提出先

韮崎市　農政課　農林振興担当　　韮崎市水神一丁目３番１号

（２）意見書の提出方法

郵送又は直接上記提出先への届出

（３）提出期限

令和８年１１月２７日（必着）

（４）注意事項等

①市内の住民（市内に事務所を有する法人も含める）以外から提出された意見書、縦覧期間満了の日後に提出された意見書は効力を有しない。

②意見書は、縦覧する韮崎農業振興地域整備計画の案以外に対しては提出することはできない。

４　異議の申出

（１）異議の申出先

韮崎市　農政課　農林振興担当　　韮崎市水神一丁目３番１号

（２）異議の申出方法

書面による郵送又は直接上記提出先への届出

（３）提出期限

令和８年１２月１４日（必着）

（４）注意事項等

①異議の申出ができる者

農用地利用計画の案において農用地区域としている区域内の土地の所有者等権利を有している者。農用地利用計画の変更により変更前の農用地利用計画における農用地区域から除外されることとなる土地の所有者等は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議の申出をすることができない。

②異議申出の内容

異議の申出は、農用地利用計画の案の内容全般について行うことができる。

③異議申出の方式

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。なお、異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、その資格を証明する書面を添付すること。

ア　異議申出人の氏名又は名称及び住所又は居所

イ　異議申出に係る農用地利用計画の案

ウ　異議申出人が農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所又は居所

エ　異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日

オ　異議申出の趣旨及び理由

カ　異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

キ　異議申出の年月日